

会計検査院規則第三号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第十二条第三項及び第三十八条の規定に基づき、会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年四月一日

会計検査院長職務代行

検査官 原田 祐平

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二局上席調査官（医療機関担当）の事務分掌事項欄中「、国立感染症研究所」及び「、国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削り、「並びに国立研究開発法人国立長寿医療研究センター」を「、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター並びに国立健康危機管理研究機構」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新旧対照

◎会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和２２年会計検査院規則第３号）（抄）

（下線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
別表（第八条、第九条関係）			別表（第八条、第九条関係）		
局	課及び上席調査官	事務分掌事項	局	課及び上席調査官	事務分掌事項
[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]
第二局	[略]	[略]	第二局	[同左]	[同左]
	上席調査官 （医療機関担当）	厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、健康・生活衛生局及び医薬局、検疫所、国立ハンセン病療養所、国立医薬品食品衛生研究所、国立保健医療科学院、国立社会保障・人口問題研究所、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法		上席調査官 （医療機関担当）	厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、健康・生活衛生局及び医薬局、検疫所、国立ハンセン病療養所、国立医薬品食品衛生研究所、国立保健医療科学院、国立社会保障・人口問題研究所、 <u>国立感染症研究所</u> 、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人国立病院

		人医薬品医療機器総合機構、 国立研究開発法人医薬基盤・ 健康・栄養研究所、独立行政法 人地域医療機能推進機構、国 立研究開発法人国立がん研究 センター、国立研究開発法人 国立循環器病研究センター、 国立研究開発法人国立精神・ 神経医療研究センター、国立 研究開発法人国立成育医療研 究センター、 <u>国立研究開発法 人国立長寿医療研究センター 並びに国立健康危機管理研究 機構</u> の検査に関する事務			機構、独立行政法人医薬品医 療機器総合機構、国立研究開 発法人医薬基盤・健康・栄養研 究所、独立行政法人地域医療 機能推進機構、国立研究開発 法人国立がん研究センター、 国立研究開発法人国立循環器 病研究センター、国立研究開 発法人国立精神・神経医療研 究センター、 <u>国立研究開発法 人国立国際医療研究センタ ー</u> 、国立研究開発法人国立成 育医療研究センター <u>並びに国 立研究開発法人国立長寿医療 研究センター</u> の検査に関する 事務
	[略]	[略]		[同左]	[同左]
[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]